

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止対策

資料4

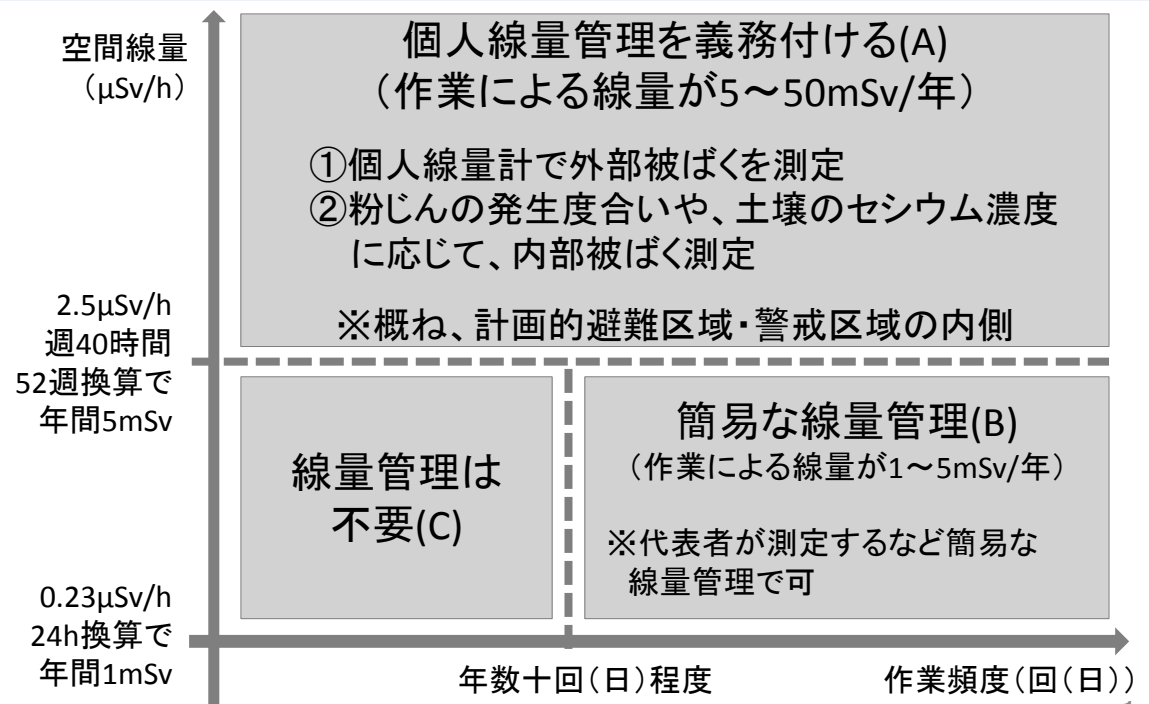
除染等業務に従事する労働者の放射線被ばくの防止のため、放射性物質汚染対処特措法の施行に合わせて、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（以下「除染電離則」。）を平成24年1月1日に施行した。

除染電離則では、①除染等業務従事者の被ばく線量を5年間で100mSvかつ1年間で50mSv以下とすること（原発等の放射線業務の被ばくと合算）、②適切な線量管理*と結果の記録・保存、③事前調査の実施と作業計画の策定、④汚染防止のための措置と汚染検査、⑤必要な保護具、⑥特別の教育、⑦健康診断、などについて規定している。

また、事業者が講ずることが望ましい事項を一体的に示した除染等業務ガイドラインを定めた。（ガイドラインは、除染電離則適用対象外の住民やボランティア、自営業者の方々も活用できる。）

*【除染等業務従事者の線量管理】

- ① 業として除染等業務を行う方については、右図の(A)と(B)を合算して、職業被ばく限度（5年100mSvかつ1年50mSv）を超えない管理をする。
- ② ボランティアの方々等は、2.5 μ Sv/h以下の場所で年数十回程度を上回らない回数（実効線量が年1mSvを十分に下回る範囲、これ以上は、業として作業を行うとみなせるレベル）で作業（右図の(C)）する。



新たな避難指示区域での復旧・復興作業の放射線障害防止対策

原子力災害対策本部と復興庁は、4月1日から、東電福島第一原発周辺の避難指示区域（警戒区域と計画的避難区域）を①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3区分に改め始めた。

「避難指示解除準備区域」は、①除染等業務以外の生活基盤の復旧、②製造業等の事業再開、③病院、福祉施設等の再開準備、④営農・営林の再開、⑤付随する運輸作業等が可能になる。

除染電離則を改正し、適用を拡大。

- 土壌の除染等業務、廃棄物収集等業務（改正前）
 - 除染特別地域（避難指示区域）、汚染重点調査地域（ $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 超の地域）
- 特定汚染土壌等取扱業務（ 1万Bq/kg 超の土壌等取扱）
 - インフラ復旧、営農・営林（主に $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の地域。避難区域外も含まれる）
- 特定線量下業務（空間線量率 $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超での業務）
 - 測量等、運輸業、屋内産業（製造業、病院・福祉施設、商業。居住制限区域で再開した場合は該当の可能性が高い。）

空間線量
($\mu\text{Sv/h}$)

■ 特定線量下業務

- 被ばく線量管理
- 被ばく低減措置
- 特別教育
- 健康管理

● 線量管理等不要

※ 農業従事者等自営業者、個人事業者は、線量管理等の実施が困難なため、この範囲内とすることが望ましい。
 ※ 製造業、商業、営農等を行う事業者は、あらかじめ除染作業を実施し、原則として線量管理を行う必要がない空間線量率（ $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 以下）で作業に就かせる。

■ 特定汚染土壌等取扱業務

- 線量管理
- 被ばく低減措置
- 健康管理

共通事項

- 被ばく低減措置
- 汚染拡大、内部被ばく防止措置
- 特別教育

- 線量管理（ $2.5 \mu\text{Sv/h}$ 超の場所での作業が見込まれる者に限る）

1万Bq/kg(放射性物質の下限値)

汚染土壌の放射性物質濃度(Bq/kg)

警戒区域と避難指示区域の概念図

参考資料1
平成24年6月15日現在

